

監事監査報告書

2018年5月21日

学校法人 池坊学園

理事長 谷野 光昭 様

学校法人 池坊学園

監事 小林 一郎 

監事 高橋 修 

私たち監事は、私立学校法第37条第3項および学校法人池坊学園寄附行為第40条の規定に基づき、学校法人池坊学園の2017（平成29）年4月1日から2018（平成30）年3月31日までの2017（平成29）年度の業務ならびに財産の状況について監査を行いました。

記

1. 監査の方法の概要

私たちは監査にあたり、理事会および評議員会その他必要と思われる会議に出席し、理事から業務の報告を聴取し、かつ、関係書類の閲覧など必要と認められる方法を実施するとともに、独立監査人（会計監査人）である公認会計士 堀村不器雄、公認会計士 松本洋和、公認会計士 岡林哲男と連携をとり、会計監査の計画、方法ならびに監査結果の報告を求め、2017（平成29）年度の計算書類、事業報告書に検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 学校法人池坊学園の業務または財産に関し、不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表および財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、学校法人池坊学園の収支及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。

以上